

なくそう！農地の無断転用

農地を農地以外のものに転用することを「農地転用」といいます。

農地を住宅や倉庫、資材置き場などに転用するときは、農地法による手続きを経て許可を受ける必要があります。特に農用地区域内農地(農振地)においては、事前に農振除外申請などの手続きが必要となりますのでご注意ください。

農地は大切な食料の供給基盤です。無秩序な転用による農業環境の悪化を防止し、国内の食料自給率を高めるため、優良農地を守りましょう。



許可を受けずに転用すると…
工事の中止又は原状回復、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金
が適用されることがあります。

《違反転用の主な事例》

- ・農地に砂利等を敷いて、駐車場として利用した。
- ・農地に建設資材等を置いて、資材置場として利用した。
- ・自宅に隣接する農地に植栽し、庭の一部として利用した。
- ・農地に農業用倉庫を建てた。ただし、自己所有地に200㎡未満の農業用施設を建設する場合は、許可は必要ありませんが、事前に農業委員会への届出が必要です。

ホームページに掲載しています！ ～申請様式等～

農業委員会で必要な手続きに関する申請書等は市のホームページに掲載しています。

◆申請書等の確認の方法◆

人吉市のホームページ → 「企業・事業者向け」 → 「農業・林業」 → 「農地情報」 一覧



主な
内容

・農地転用関係書類

農地法4条及び5条の申請書
様式と添付書類が令和4年4
月から変わりました。

・利用権設定申出書

・合意解約書 ・議事録

・形状変更届 ・相続届

※申請前にご確認ください。

問合せ先：人吉市農業委員会事務局 ☎ 0966-22-2111 (内線2501・2502) FAX 0966-24-7869
E-mail: nougyou-iinkai@hitoyoshi.kumamoto.jp http://www.city.hitoyoshi.lg.jp

ひとよし 農業委員会だより

令和4年度 第2号

発行：人吉市農業委員会

編集：農政部会

令和4年11月10日発行



令和2年7月の豪雨災害では、市内の至る所の農地やハウス等が被災し、当時はその無残な姿に茫然としたものです。その後、国、県、市をはじめ大勢の方の迅速な対応とご支援により、農地や水路等の復旧も進み、被災前の生活を少しずつ取り戻しつつあります。

中神地区では圃場の復旧も終わり、2年ぶりに稲の収穫が始まりました。元山基宏さんは令和2年度の振興組合長として地区の復旧事業の取りまとめをしてこられました。当時を振り返ると「濁流に交じって農地に雑多なものが入り込み、その除去作業が大変だった。」とのこと。一面の黄金色の農地を見渡しながら

ら安堵されていました。二度と同じ災害が起こらないことを祈るばかりです。(取材・撮影 松下)

【目次】表紙写真(中神地区の稲刈りの様子)……………	P 1
令和4年度の部会等活動/農地利用最適化推進大会の報告……………	P 2
農地中間管理機構の事業のご案内(農地売買等事業・農地中間管理事業)……………	P 3
なくそう！農地の違反転用/ホームページに掲載しています(申請書様式等)……………	P 4

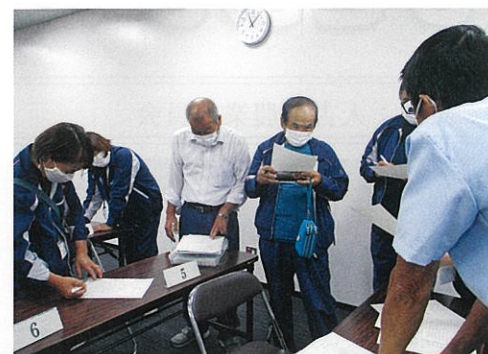
令和4年度農業委員会部会等活動計画

◆農政部会◆

農政部会では以下の3点を計画しています。

- ・農業委員会だよりの発行：年3回（11月・3月・7月）
- ・農業者との意見交換会：12月以降
- ・農地の別段面積の検討

※令和5年4月から農地法関連の改正が行われる見込みですが、それまでの期間について別段面積の検討をします



◆農業振興部会◆

農業振興部会は、ひとよし「食と農の絆プロジェクト会議」として、中原小学校、東間小学校の児童たちとの野菜作りを通して、食の大切さや農業、農作業の大変さや面白さ等を知ってもらい、心豊かな人間性を育んでいくことを目標としています。

10月には中原小学校では稲刈りをしました。

春に挿したさつま芋や9月に種をまいたダイコンやカブ、ハウレンソウは11月以降に収穫予定です。



中原小ダイコン播種



東間小ダイコン播種



中原小アイガモ米稲刈り

農地利用最適化推進大会(8/31)の報告

県立劇場で開催された「令和4年度農地利用最適化推進大会」において人吉市農業委員会は「遊休農地解消部門」と「農業者年金加入推進部門」で表彰を受けました。

受賞理由は耕作されていない農地の解消(非農地判断含む)面積が顕著だったことと、農業者年金加入者が目標の3倍であったことです。



《大会決議》

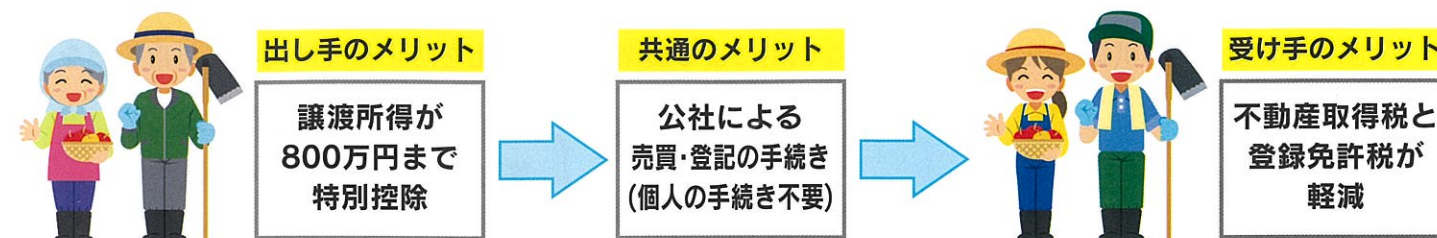
- 1 農地利用の最適化と活動が見える化を進めよう！
 - ・農地中間管理事業活用による農地の集積・集約化を進めること
 - ・担い手の実情に応じた円滑な経営継承を支援すること
 - ・活動記録や成果実績を記録すること
- 2 積極的に研さんに努め自覚と熱意を持って活動しよう
 - ・研修会に積極的に参加し、全国農業図書等を活用して情報収集に取り組むこと
- 3 地域の実情を反映した「意見の提出」に取り組もう
 - ・地域の農業者との意見交換会を実施し、現場の声をくみ上げること



農地中間管理機構の事業のご案内

◆農地中間管理機構が行う特例事業(農地売買等事業)◆

公益財団法人熊本県農業公社が農地を買い入れて、農業生産の担い手に売り渡すことを通じて地域の農地の集団化を促進する事業です。



出し手の要件

- ・公社取引農地が農用地区域内であること

受け手の要件

- ・あっせん候補者名簿に登録されていること
- ・農地取得後の経営面積が基準面積を超えること
- ・市税等の滞納がないこと
- ・農地取得後5年以上耕作すること

※詳しくは農業委員、最適化推進委員、又は農業委員会事務局までお尋ねください。

◆農地中間管理事業◆

～農地中間管理機構とは～

熊本県農業公社が農地中間管理機構(機構)となり、農地を貸したい方(出し手)と農地を借りたい方(受け手)の間に入って、農地の貸借をお手伝いします。

市町村や農業委員会、JAの協力のもと機構が農地を借り受け、担い手がまとまりのある形で農地を利用できるよう配慮して貸し付けていきます。



<出し手のメリット>

- ・公社との契約期間は10年間 ⇒長期の安心
- ・現在耕作している人を優先できる
- ・賃借料は機構から毎年定期的に受け取ることができる
- ・契約期間満了後、農地は戻ってくる(更新もOK)

<受け手のメリット>

- ・賃借料の支払は機構に一本化され、機構がそれぞれの出し手に振り分けて支払う ⇒事務不要
- ・出し手が子どもの代に変わっても契約は有効
- ・農地をまとめるための調整も可能